

# ユニット型施設の 居室面積基準引下げについて

# ユニット型施設の居室面積基準引下げについて

## ○経緯

平成26年度に特別養護老人ホームのユニット型施設割合を70%以上(介護保険施設全体で50%以上)とすることを旨とし、ユニット型施設の整備を推進する中で、用地確保の問題や居住費負担の高さの問題が指摘されていることから、居室面積をある程度引き下げても、個室ユニット型施設の整備促進に資するよう、基準の改正を行う。

(参考1)3月31日(水) 参議院厚生労働委員会での長妻大臣答弁より

「ついの住みかの側面もある施設で、大部屋ですうっとそこでお暮らしになるということが果たしていろいろな意味で適切なのかどうかということは私も疑問があるところでありまして、厚生労働省としては、特養の入所定員のうち、平成26年度で70%をユニット型にすると目標を掲げております。70%を個室にするという目標でありまして、これは推進をしていきたいというふうに考えております。」

(参考2)4月16日(金) 長妻大臣閣議後記者会見より

「特養のユニット型、いわゆる個室型なのですが、それを我々としては平成26年度で全入所者の70%をユニット型、つまり個室にしようと、そういう目標を掲げております。その一方で土地が仲々ないか、相部屋の方が多くの方が入居出来るのではないかという指摘もありましたので、審議会で検討していただきます。このユニット型を基本としたいわけですが、広さを相部屋一人当たりのスペースとほぼ同じスペースにさせていただこうということで、自己負担も下がるし建設も定員を確保しやすくなるのではないかと、そういう考えのもと、そういう対応をしようということで審議会にお願いをしたいということでもあります。」

## 参照条文②

○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)

第四十一条 第二項 第一号 イ (3)

一の療養室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

- (i) 十三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。
- (ii) ユニットに属さない療養室を改修したものについては、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、療養室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について(平成12年老企44号)

第五 3(2)④ニ a ユニット型個室

一の療養室の床面積は、一三・二平方メートル以上(療養室内に洗面所が設けられているときはその面積を含み、療養室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)を標準とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとしている。

ここで「標準とする」とは、一三・二平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十七年十月一日に、現に存する介護老人保健施設(建築中のものを含む。)が同日において現に有しているユニット(同日以降に改築されたものを除く。)にあっては、建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められたときには、前記の趣旨を損なわない範囲で、一三・二平方メートル未満であっても差し支えないとする趣旨である。

なお、平成十七年十月一日に現に存する介護老人保健施設(建築中のものを含む。)が同日において現に有しているユニット(同日以降に改築されたものを除く。)にあっては、一〇・六五平方メートル以上であれば足りるものとする。

また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上を標準としていることについても、前記と同様の趣旨である。

○指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)

第三十九条 第二項 第一号 イ (3)

一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

- (i) 十三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。
- (ii) ユニットに属さない病室を改修したものについては、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

第四十条 第二項 第一号 イ (3)

一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

- (i) 十三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。
- (ii) ユニットに属さない病室を改修したものについては、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

第四十一条 第二項 第一号 イ (3)

一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

- (i) 十三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。
- (ii) ユニットに属さない病室を改修したものについては、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

## 参照条文③

### ○指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年老企第45号)

#### 第五 3(4)⑤イ

一の病室の床面積は、一三・二平方メートル以上(病室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、病室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)を標準とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとしている。

ここで「標準とする」とは、一三・二平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十七年十月一日に、現に存する指定介護療養型医療施設(建築中のものを含む。)が同日において現に有しているユニット(同日以降に改築されたものを除く。)にあつては、建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められたときには、前記の趣旨を損なわない範囲で、一三・二平方メートル未満であっても差し支えないとする趣旨である。

なお、平成十七年十月一日に現に存する指定介護療養型医療施設(建築中のものを含む。)が同日において現に有しているユニット(同日以降に改築されたものを除く。)にあつては、一〇・六五平方メートル以上であれば足りるものとする。

また、入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上を標準としていることについても、前記と同様の趣旨である。

### ○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)(指定地域密着型介護老人福祉施設部分)

#### 第一六〇条 第一項 第一号 イ(3)

一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

- (i) 十三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。
- (ii) ユニットに属さない居室を改修したものについては、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

### ○指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

(平成18年老計・老振発〇三三一〇〇四号 老老発〇三三一〇一七号)

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護部分)

#### 第三 六 5(2)④二

##### (イ)ユニット型個室

床面積は、一三・二平方メートル以上(居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)を標準とすること。

### ○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)

#### 第六〇条 第四項 第一号 イ(4)

一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

- (i) 十三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。
- (ii) ユニットに属さない居室を改修したものについては、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

# ユニット型施設の居室面積基準引下げについて

## ○改正内容

各施設の基準省令において、ユニット型施設の居室面積基準について  
現行基準 個室13.2㎡以上を標準 ⇒ 改正案 個室10.65㎡以上

※ただし、補足給付の対象となる市町村民税世帯非課税以下の入所者の利用料の減額については、次期介護報酬改定において、居住費に対する負担限度額及び基準費用額の見直しが必要。

## ○対象施設

- ・特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

※短期入所生活介護(ショートステイ)及び短期入所療養介護についてもユニット型という類型は設けられているが、短期入所生活介護については従来から居室面積基準は13.2㎡ではなく10.65㎡であり、短期入所療養介護については単独での面積基準がないことから、今回の省令改正の対象外。

## ○今後の日程

- ・介護給付費分科会の答申を受け、パブリックコメントを実施(答申の日から約1カ月間)
- ・パブリックコメント終了後に公布、同日施行